

第2期三木町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度 ～ 令和6年度)

中間見直し

令和5年3月

三木町

1 計画策定及び中間見直しの目的

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が制定され、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本町においては、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成 27 年 3 月に「第 1 期三木町子ども・子育て支援事業計画」を、そして令和 2 年 3 月に「第 2 期三木町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ、社会全体で支援する環境の整備を目的に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施を計画的に推進してきました。

国の示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」により「（略）市町村は、（略）計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

（略）」と規定されています。第 2 期となる本計画の期間は、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間としており、令和 4 年度は計画期間の中間年にあたることから、計画の見直しを行います。

なお、計画最終年度である令和 6 年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて、新たに次期 5 年間の計画を策定します。

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
第 1 期計画									
		中間 見直し		改定	第 2 期計画				
							中間 見直し		改定

2 見直しの概要

見直しの概要は、以下のとおりです。ページ番号は計画書のページを示しています。

<第6章 基本目標ごとの取組>

1. 子どもと親の健康を守る

(1) 妊娠から子育てまでの相談体制の充実・・・32・33 ページ

【見直し内容】

- ・No.1 子育て世代包括支援センター事業：現状に合わせ「保健師」を「保健師等」に変更

No.	事業名	取組内容	担当課
1	子育て世代包括支援センター事業	利用者支援員（保健師等）が、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談を受け、一人ひとりの家庭の実状に合わせた支援プランを作成し、必要に応じて関係機関につなぐ等支援を行います	こども課

- ・No.5 両親学級：令和2年度より開催日を土曜日から日曜日に変更

No.	事業名	取組内容	担当課
5	両親学級	土曜日日曜日に、助産師・保健師・管理栄養士による両親学級を年3回（2回コース）開催します 妊娠・出産・赤ちゃんのお世話について健康教育を行っています	こども課

(2) 母子保健施策の推進・・・34 ページ

【見直し内容】

- (新規追加) No.82 こうのとりサポート事業

No.	事業名	取組内容	担当課
82	こうのとりサポート事業	令和4年4月より不妊治療に公的医療保険が適用されましたが、保険診療適用後に従来よりも自己負担が増すケースがあることから、不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けられる方の経済的負担軽減のため、治療費の助成を行います また、不育症に対する治療費助成も併せて行っています	こども課

(3) 小児医療の充実・・・35 ページ

【見直し内容】

・No.16 乳幼児医療費助成事業：令和5年8月診療分より、助成対象を15歳から18歳に拡大

No.	事業名	取組内容	担当課
16	乳幼児医療費助成事業 (子育て支援医療費助成事業)	15歳-18歳に達した最初の3月31日までの間の子ども(4月1日生まれは前月の末までの属する月の末まで)に対する医療費を助成します 平成25年8月の町改正により6歳から15歳に医療助成を拡大しました。 また、令和5年8月の町改正により15歳から18歳に医療助成を拡大します	こども課

3. 子どもが健やかに成長する環境をつくる

(1) 学校の教育環境の整備・・・40 ページ

【見直し内容】

(新規追加) No.83 就学前施設再編整備事業

No.	事業名	取組内容	担当課
83	就学前施設再編整備事業	令和4年11月に策定した「三木町就学前施設再編整備方針」に沿い、公立幼稚園・保育所を統合・再編した認定こども園を令和8年度に開設することを目標に準備を進めていきます	こども課 教育総務課

4. 支援を要する子どもや家庭を支える

(1) ひとり親家庭等の自立支援・・・44 ページ

【見直し内容】

(新規追加) No.84 ひとり親家庭学習支援教室

No.	事業名	取組内容	担当課
84	ひとり親家庭学習支援教室	ひとり親家庭の小学生を対象に学習支援等を行う教室を月2回開催し、学習の習慣を身につけるとともに、他者との交流を通じ健全な発育を促します	こども課

(3) 児童虐待防止対策の推進・・・46 ページ

(4) 子どもの貧困対策の推進・・・47 ページ

【見直し内容】

- ・No.51 令和3年度の三木町子ども家庭総合支援拠点の設置に合わせて事業名を変更
- ・No.51、52・53 (再掲) ヤングケアラーが社会的に大きな問題となってきたことから、ヤングケアラーについて加筆

No.	事業名	取組内容	担当課
51	三本町児童虐待防止ネットワーク事業 児童虐待・DV 対策等総合支援事業	関係機関等と連携・情報共有を図るとともに、子どもの虐待の防止・早期発見に努めます。特にヤングケアラーに関して、小中学校など教育現場との情報連携を行い、実態把握に努めます (代表者会・実務者会・ケース会等)	こども課
52 53	児童家庭相談員援助活動	一般的な子育て相談はもとより、児童虐待、障がい、ヤングケアラー、生活困窮等継続的な支援を要する児童を含め多岐にわたる相談を受け付け、全ての子どもが心身共に健やかに育つよう努めます	こども課

5. 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

- (1) 子育て支援サービスの充実・・・48 ページ
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進・・・51 ページ

【見直し内容】

- ・ No.56・74 (再掲) 放課後児童健全育成事業：放課後児童クラブの運営委託について追記

No.	事業名	取組内容	担当課
56 74	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	共働き家庭等の小学校1年生から6年生までの児童を対象に放課後から午後6時30分まで、遊びを主とする健全育成活動を実施します 令和4年度より運営を民間委託し、民間活力を利用した、より良質なサービスの提供を図ります	こども課

- (4) 子育て家庭への経済的支援の充実・・・52 ページ

【見直し内容】

- (新規追加) No.85 出産・子育て応援金

No.	事業名	取組内容	担当課
85	出産・子育て応援金	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、経済的支援として、妊娠届出後に出産応援金を、出生届出(赤ちゃん訪問)後に子育て応援金を支給します	こども課